（別紙）

日本農業普及学会　令和４年度春季大会・総会開催要領

Ⅰ　期　日　　令和５年３月２日（木）～３日（金）

Ⅱ　開催方式　会場参加およびオンライン参加併用方式

　 (会場) ＡＰ新橋

　　　　　　　〒105-0004
東京都港区新橋1-12-9 新橋プレイス
シンポジウムおよび個別発表の会場は、５F　Ｋルーム

Ⅲ　協　賛　　1口２万円で協賛団体、企業を募集。協賛団体、企業には、配付資料の広告掲載（A4判白黒1頁）を提供。

Ⅳ　日　程

３月２日（木）

受 付 １２：００～

開 会 １３：００～１３：１０

シンポジウム

　基調講演　　１３：１０～１３：５０（40分）

　趣旨説明　　１３：５０～１４：００（10分）

　第１報告　　１４：００～１４：２５（25分）

　第２報告　　１４：２５～１４：４５（20分）

　第３報告 　１４：４５～１５：０５（20分）

　休憩 　１５：０５～１５：２０

　パネルディスカッション

　　　　　　　１５：２０～１６：２０（60分）

　総合討論　　１６：２０～１７：００（40分）

３月３日（金）

受 付 　９：００～

研究発表会　　　９：１０～１１：５０

閉 会　　　 １１：５０

　理事会は、2月中にオンラインで別途開催。総会事項は、『農業普及研究』第56号で報告し、承認を得る。

Ⅴ　参加費

（１）資料代 会員　２，０００円

非会員　３，０００円（会場参加）

　　　　　　　　　　　　　　２，０００円（オンライン参加）

Ⅵ　大会参加・研究発表の申込み

（１）締め切り日

①大会参加申込み　　　令和５年２月２４日（金）

②研究発表申込み 令和５年１月２３日（月）

③研究発表原稿提出 令和５年２月３日（金）

（２）参加申込み方法

　　　『農業普及研究』55号折り込み申込み用紙使用（FAX）

 または電子メール（fukyugakkai@jadea.jp)

Ⅶ　シンポジウム（３月２日）

1 テーマ　農業革新支援専門員のあるべき姿

2 背景と目的

　太平洋戦争後の昭和23（1948）年、米国の普及制度をモデルとした協同農業普及事業が発足する。農業改良助長法は、その根拠法として米国のスミス・レーバー法を模範として制定されたが、わが国農村社会の実情や変化を反映して、幾多の変遷を経ることになる。「専門技術員および改良普及員を（都道府県に）置くこと」（いわゆる必置規制）が、同法に規定されるのは、昭和27（1952）年4月の改正による。それ以来、巡回指導等により直接農業者に接して普及指導にあたることを本務とする改良普及員と、より専門性の高い専門技術員（専技）の二段階制をとることが、各都道府県には義務づけられ定着していった。専技の責務は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連携を保ち、専門の事項または普及指導活動の技術および方法について調査研究を行うとともに改良普及員を指導することであった。

　しかし、21世紀に入り農村社会や地方自治をめぐる情勢は大きく変化する。地方分権の要請が高まる中、平成16（2004）年の農業改良助長法の改正により、改良普及員と専門技術員を置く必置規制は廃止され普及指導員に一本化された。しかし、普及現場からは、専技機能を国が統一的に指導することを求め、平成23（2011）年には、国は農業革新支援専門員の配置を行政指導することになり現在に至っている。

　地域や農業者を取り巻く環境が大きく変化し、持続的農業の推進等のための革新技術の普及に加え、情報源の多様化への対応、多様化するステークホルダーの組織化や新規就農者等の人材育成がこれまで以上に求められている現在、旧専技がどのような役割を担い、どのような普及活動をめざしていたのかを改めて問い直し、同時に、専技資格が消滅している以上、同等の機能を求めることが困難な現在の農業革新支援専門員の機能と役割について、参加者全体で共有しつつ、現在の普及指導員の活動実態も踏まえて、何が求められているか、どうあるべきなのかを議論し、農業普及への理解を深めることを目的とする。

３　基調講演

　　フィンランドの農業事情と普及（仮称）

　　内山　智裕（東京農業大学国際食料情報学部教授）

４　シンポジウムの趣旨説明

 座長　横山　繁樹（日本農業普及学会会長）

５　報告

　第１報告　　　園田 誠（元熊本県普及職員）

第２報告　　　渡邉　浩樹（栃木県農政部経営技術課技術指導班）

　第３報告　　　田畑　茂樹（三重県中央農業改良普及センター普及企画室地域農業推

進課）

６　パネルディスカッション

　進行　横山　繁樹（座長）

　　　　園田 誠（第1報告者）

　　　　渡邉　浩樹（第２報告者）

　　　　田畑　茂樹（第３報告者）

　　　　内山　智裕（基調講演者）

　　　　後藤　忠司（コメンテーター・日本農業普及学会理事）

７　シンポジウムの進め方

　　シンポジウムの趣旨説明、各報告のあと、休憩を挟んでパネラーによる討論、引き続いて総合討論を行う。

（１）シンポジウムの趣旨説明

　　　シンポジウムのねらいと分科会への期待について述べていただく。

（２）第１報告の論点

　　　専門技術員としての経験を踏まえつつ、旧専技がどのような役割を担い、どのような普及活動をめざしていたのかを報告いただき、シンポジウム参加者で共有するとともに、農業革新支援専門員に望むものを述べていただく。

（３）第２報告の論点

　　　所属する都道府県の農業革新支援専門員の活動体制および活動内容について報告い

　　ただき、現在の農業革新支援専門員の活動実態をシンポジウム参加者で共有するととも

に、農業革新支援専門員としてめざすところを述べていただく。

（４）第３報告の論点

　　　趣旨は、第２報告と同じ。

（５）パネルディスカッションの論点

　　　座長の進行により、基調講演者およびコメンテーターからのコメントのあと、フ

　　ロアからの発言も得つつ、農業革新支援専門員に何が求められているか、どうあるべ

きなのかの議論を深める。

（６）総合討論の論点

　　　パネルディスカッションで議論された論点整理を行い、全参加者があらためて課題を共有したうえで全体討論を行う。

Ⅷ　研究会発表

１　座 長 　　普及学会員から３名

２　発表課題数　　　　　８課題まで（先着順）

　　　　　　　　　　　　８課題を超える場合には、９番目以降の課題は大会資料『農

業普及の研究と実践』誌上発表になります。ご了承下さい。

３　１課題の発表時間 ２０分（発表１５分、質疑５分）